



水と緑とひかりの村

広報西原

THE NISHIHARA VILLAGE PUBLIC RELATIONS MAGAZINE



3
2015
No.182

むらのうごき



※平成27年1日末日現在。
()は前月比。

人口 / 7,126人(+4)
男性 / 3,486人(+7)
女性 / 3,640人(-3)
世帯数 / 2,611世帯(+10)
高齢化率^(注1) / 26.3%(+0.1)
(注1)65歳以上の人が人口に占める割合

◆平成27年2月13日現在 お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者名	地区名
そのだ ともき 園田 智基 くん	H27.1.4	崇尋さん	下布田
つぎ まゆり 続 麻由莉 ちゃん	H27.1.11	卓郎さん	布田
こめだ あおい 米田 和生 ちゃん	H27.1.21	真也さん	小森
ほんだ そうたろう 半田 颯汰朗 くん	H27.1.21	輝さん	布田
しが えれな 志賀 恵麗奈 ちゃん	H27.1.19	勇さん	鳥子
たいら さき 平 紗季 ちゃん	H27.2.1	征一郎さん	緑ヶ丘

おくやみ申し上げます (敬称は略させていただきます)

故人名	年齢	遺族氏名	地区名
山室 幸男	86	山室 カジ子	秋田
平野 三枝子	78	平野 信義	多々良

御 礼

次の方々にふるさと納税寄附金をいただきました。村の振興のため大切に使用させていただきます。

ありがとうございました。

・東京都在住 矢野信一さん

西原村



むらの月暦

日	曜日	行事/暦	備考
1	日		
2	月		燃
3	火		缶
4	水		雑
5	木	うさぎ学級 pm (改善センター)	ブ
6	金		燃
7	土		
8	日		
9	月	母子手帳発行	燃
10	火		不
11	水		新
12	木		ブ
13	金		燃
14	土	西原中学校卒業式	
15	日		
16	月	EM菌配布日	燃
17	火		缶
18	水		ペ
19	木	5歳児健診 pm (改善センター)	ブ
20	金		燃
21	土	山ノ神まつり (萌の里) にしはら保育園卒園式	
22	日		
23	月	母子手帳発行	燃
24	火	村内小学校卒業式 お誕生学級 am / ひよこ学級 pm (改善センター)	
25	水	村内小中学校修了式	ダ
26	木		ブ
27	金		燃
28	土	こうのとり保育園卒園式	
29	日		
30	月	EM菌配布日	燃
31	火		
1	水		雑
2	木		ブ
3	金		燃
4	土	にしはら保育園入園式	

第1回
定例会
期間
3月5日~
3月13日

燃: 燃えるごみ
缶: 空き缶、空きビン
新: 新聞紙
ダ: ダンボール
ブ: プラ容器類
粗: 粗大ごみ
不: 燃えないごみ
雑: 雑誌、チラシ
ペ: ペットボトル
白: 牛乳パック、白色トレイ

国税だより

○期限内納付と振替期日

平成 26 年分確定申告の納付期限は次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税の納付期限

平成 27 年 3 月 16 日 (月)

消費税及び地方消費税（個人事業者）の納付期限

平成 27 年 3 月 31 日 (火)

納税は、お近くの銀行（日本銀行歳入代理店）などの金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）、納税地を管轄する税務署の窓口で受け付けています。

また、申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に振り替える「振替納税」が大変便利です。

まだ利用されていない方は、是非ご利用ください。

振替納税の振替日は、次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税の振替日

平成 27 年 4 月 20 日 (月)

消費税及び地方消費税（個人事業者）の振替日

平成 27 年 4 月 23 日 (木)

■問い合わせ 税務署（電話 0967-22-0551）※自動音声案内

○消費税及び地方消費税の納税は期限内に！

納税は社会の基本的なルールです。

特に、消費税及び地方消費税は、消費者からの「預り金的な性格」を有する税金ですから、期限内に確実に納付してください。

納税資金の準備に当たっては、毎日又は毎月の売上げの中から、消費税及び地方消費税に相当する分を積み立てるなど、日頃から納税資金の準備に努めましょう。

なお、期限内に納付がない場合には、本税のほか、完納の日までの延滞税も併せて納付することとなりますからご注意ください。

納税についてお分かりになりにくいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

■問い合わせ 税務署（電話 0967-22-0551）※自動音声案内

NISHIHARA BABY

みてみて！未来のにしはらヒーロー・ヒロインたち！

「お誕生学級」におじゃまして、写真を撮らせて頂きました。みんなむぞらしかですね！

東 ^{こうたろう} 昊太朗くん



直昭さん・はなこさん(高遊東)

おしいちゃん、おばあちゃんいつも一緒に遊んでくれてありがとう。これからもたくましく育ちます!!

玉木 ^{のわ} 乃和ちゃん



智和さん・佳恵さん(大峯)

かわいい笑顔にいやされます。お兄ちゃん、お姉ちゃんにまけず、のびのび育てね。

山崎 ^{ゆうた} 裕太くん



裕一さん・恵理さん(河原団地)

おしいちゃん、おばあちゃんいつもありがとう♡

西原村冬あかい開催



今年で14回目となる西原村商工会主催の西原村冬あかりが、1月31日・2月1日に俵山交流館「萌の里」で開催されました。

両日とも午後5時から点灯式が行われ、参加者の手により3,000個を超えるキャンドルシェードに火が灯されると、日没とともにあたたかな光が馬頭山一体に広がり、幻想的な雰囲気になりました。

また、萌の里のステージではにしはら夢運太鼓の演奏や阿蘇市波野の中江岩戸神楽やDOYO組のコンサートも催され会場を盛り上げていました。

商工会女性部・青年部、障害者自立支援センター「たんぼぼハウス」、らくのうマザーズミルク牧場、萌の里の協力により、おでんやだご汁・ラーメンなどの温かい食べ物も用意され、村内外から訪れた人々は心ゆくまで光の祭典を楽しんでいました。



挑戦!村内一周ウォーキング開催

2月15日に、西原村教育委員会主催の村内一周ウォーキングが開催されました。

第8回となるこの取り組みは村民の親睦や健康づくりを目的に実施されています。今年も、天候に恵まれ、参加した約350人が村の北側を回る11kmコースと7kmコースに分かれ、村内の景観を楽しみながら思い思いのペースでウォーキングを楽しまれました。ゴール後は豚汁とおにぎりを食べながら歓談をされる姿も見られました。

このイベントに参加された皆さんの健康づくりや体力向上のきっかけになれば幸いです。



西原村PTA連絡協議会研修会

1月24日、構造改善センターで西原村PTA会員研修大会が開催されました。講師に特定非営利活動法人「いのちをつなぐ会」代表理事の高濱伸一氏をお招きし、「子どもたちの“いのち”にありがとう」という講題で講演がなされました。高濱氏は長男を交通事故で突然亡くした経験や自身の闘病経験を通して尊い命の大切さについて話され、参加した保護者や関係者は、熱心に耳を傾け聞き入っていました。

元西原村長及び名誉村民の故山本佐吉様が、「正六位」(特旨叙位)を受章されました

元西原村長及び名誉村民で、昨年12月に急逝されました山本佐吉様が、「正六位」(特旨叙位)を受章され、去る2月13日役場において、坂本副村長から、ご長男の山本譲治様に「位記」が伝達されました。この位記伝達を受けて、山本譲治様から、「今回の受章は、村民の皆様のご協力によるものであり、感謝を申し上げます。」との謝辞が述べられました。

故山本佐吉様は、昭和35年から昭和55年にかけて、西原村教育委員会委員長、そして、教育長として教育行政に携われ、本村の教育振興にご尽力されました。その後、昭和55年9月に第3代西原村長に就任され、連続4期16年に亘り、その重責を全うされたところであります。その間、村民の信望を一身に集められ、その優れた識見と確かな行動力をもって、我が西原村の発展に情熱を注がれ、数多くの素晴らしい業績を残されました。なかでも、「農・工・商併進のむらづくり」を村政の柱に据え、農業基盤の整備、主要道路網の整備、そして、鳥子工業団地の完成など、今日の西原村発展の礎を築かれました。更には、村長在任中には、阿蘇郡町村会長、熊本県町村会副会長、全国過疎地域活性化連盟熊本県支部長などの要職を務められ、地方行政の充実・発展にご貢献されたところであります。

今回の受章は、こうした数々のご功績が認められたものであり、改めて敬意を表すものであります。



徴収向上対策「併任協定調印式」

2月10日、阿蘇市未来館において、阿蘇郡市7市町村による、滞納徴収強化のための併任協定調印式が行われました。この取組は阿蘇管内の税務課職員を相互に派遣し、市町村民税・固定資産税・国民健康保険税などの滞納税の徴収や合同捜索・差押えなどを実施し、徴収率向上や職員のスキルアップを目指すものです。協定書の調印後、市町村を代表して河津修司南小国町長より「税の公平及び徴収率アップを目指したい。」との挨拶がありました。

野田仁士さんに「自衛官募集相談員」の委嘱状が交付されました。

1月26日、野田仁士さん(宮山)に西原村長及び自衛隊熊本地方協力本部長による自衛官募集相談員の委嘱状交付式がホテルサンクラウン大阿蘇で行われました。

自衛官募集相談員は、地域の住民で自衛隊活動について理解のある方を市町村長と自衛隊から委嘱された方です。任期は2年間です。

自衛官募集相談員の仕事は、みなさんや家族の方で自衛官になりたいという人がいた場合には、自衛隊地方協力本部といっしょに相談相手になることなどです。

自衛隊では、阿蘇地域事務所(電話 0967-22-4575)が自衛官募集についての問い合わせに応じています。



《抱負》

この度、自衛官募集相談員として再任の委嘱を受けました。今までの経験等を生かして、自衛官になりたいという皆様方のお役にたちたいと思います。お気軽にご相談ください。(電話 279-3316)

マイナンバー(社会保障・税番号) 制度が始まります

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

- ① 行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。
- ② 添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。
- ③ 所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

番号はいつ、どのように通知されますか？

今年10月以降、住民票を有する国民の皆様一人一人に、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。原則として、市町村から、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？

来年(平成28年)1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。例えば、

- ① 年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
- ② 健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
- ③ 毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示
- ④ 所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
- ⑤ 税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示

といった場面で利用することになります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。

情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む特定個人情報を他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとりに
お届けします！

個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか？

個人情報が外部に漏れるのではない、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではない、といった懸念の声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理せず、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

また、情報提供ネットワークシステムを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりしたのか、ご自身で確認していただける手段として、平成29年1月からマイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）が稼働する予定です。

個人番号カードは何に使えるのですか？

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、市町村に申請していただくことで、平成28年1月以降、交付される予定です。

個人番号カードは、①本人確認のための身分証明書として利用できるとともに、②カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、お住まいの市町村の図書館利用証や印鑑登録証など各地方公共団体が条例で定めるサービスにも使用できるほか、e-Taxをはじめ、各種電子申請を行うことができます。マイナンバーはカードの裏面に記載されますが、法律で認められた場合を除き、個人番号カードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので、注意してください。

なお、ICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

法人番号とは何ですか？

法人にも13桁の法人番号が指定され、広く公開されます。個人番号と異なり、官民間問わず、自由に利用できます。

マイナンバーについてさらに詳しい情報はホームページまで。コールセンターも開設しています。

マイナンバー制度のよくある質問（FAQ）や最新情報は、内閣官房のマイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページに掲載しています。特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の特設サイトへもリンクしています。「マイナンバー」で検索してください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

平成26年10月から、マイナンバーのコールセンターを開設しています。マイナンバーについてご不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0570-20-0178（外国語は0570-20-0291）

開設時間 平日9時30分から17時30分まで

（平成27年10月から平成28年3月までの半年間は、平日の開設時間を20時まで延長。年末年始を除く土日祝日も17時30分まで開設予定。）

期間間近です!

3歳から5歳未満児の水痘ワクチンについては、平成27年3月末までとなります

平成26年10月より、水痘（水ぼうそう）ワクチンが定期接種となりました。

定期接種の対象年齢は1歳以上から3歳未満となりますが、3歳～5歳未満の子どもの水痘ワクチンについては、経過措置の対象となります。

経過措置は平成27年3月31日までとなりますので、早めの接種をお勧めいたします。

なお、3月末は接種される方で医療機関が混み合うことが予想されます。

種別	対象者	接種回数・間隔	標準的な接種年齢	個人負担金
水痘ワクチン	定期接種 1歳以上3歳未満	2回接種 (3カ月以上の間隔をおく)	初回接種：生後12カ月から15カ月に至るまでの間	無料
	3歳以上から5歳未満(5歳の誕生日前日まで) ※経過措置対象 平成27年3月末まで	1回接種 (過去に1歳以降に1回も接種していない児)	2回目接種：初回接種終了後、6カ月から12カ月に至るまでの間隔をおく	



※すでに水痘にかかったことがある人は、公費接種の対象外となります。

※問診票をまだお持ちでない方は、事前連絡をされてから母子手帳を持参の上、役場住民課まで取りにおいで下さい。

■問い合わせ 役場住民課 ☎ 279-4397

学校春期休暇に伴う西原村学童クラブ 指導員募集について

西原村学童クラブにおいて、学校春期休暇（春休み）の間、勤務いただく指導員を下記のとおり募集します。

募集人員：若干名

勤務地：西原村学童クラブ（3クラブ）

応募資格：屋内外での活動・指導が可能な方（18歳以上）

任用期間：採用時から平成27年4月10日頃まで

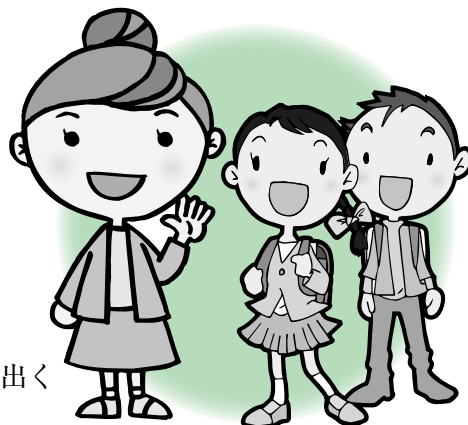
勤務時間：1日5時間程度

勤務内容：遊びの指導・児童の安全管理など

報酬：時給（詳しくは住民課にお尋ねください）

選考方法：履歴書・面接により、適性のある方を採用します。

申し込み：急募につき電話連絡のうえ、履歴書を住民課にご提出ください。



■問い合わせ 役場住民課 健康福祉係 ☎ 279-4397

周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為をされる方に

土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のことを埋蔵文化財といい、埋蔵文化財の存在が知られている土地のことを「周知の埋蔵文化財包蔵地」といいます。大切な文化財が地中に埋まっている場所となります。

文化財保護法では、「周知の埋蔵文化財包蔵地」において土木工事などの開発行為を行う場合には、文化財保護法 93 条第 1 項により、工事着工日の 60 日前までに教育委員会へ届出をすることが定められ、その保護のために必要な措置を取ることとなっています。

工事等を行う場合には、予定地が埋蔵文化財包蔵地であるかの確認を行い、該当する場合は文化財保護法の手続きが必要となります。

工法によっては事前の発掘調査が必要となる場合もありますので、早めに教育委員会へご相談ください。

■問い合わせ 西原村教育委員会 ☎ 279-4424

「熊本県に林業死亡労働災害多発警報発令中！」

厚生労働省が公表した、平成 26 年の林業における死亡労働災害が 3 件になったことを受け、熊本県に『林業死亡労働災害多発警報』が発令されました。

事業主は安全パトロールを実施するほか、作業者也安全な作業手順を遵守するなど、労働災害の防止に努めてください。



■問い合わせ 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課 ☎ 0967-22-1117（直通）

西原中学校吹奏楽部定期演奏会のお知らせ

私たち西原中学校吹奏楽部は、3月21日（土）に「第14回定期演奏会」を開催します。

場所は、西原村地域福祉センター「のぎく荘」のご協力を頂き演奏させていただきます。

1時間程度の演奏会ですが、皆様に楽しんで頂けるよう、練習を頑張っております。

入場は無料となっております。たくさんの皆さまのご来場をお待ち申し上げます。

西原中学校吹奏楽部部长 宮田祐里（みやた ゆり）

日時 平成 27 年 3 月 21 日（土）春分の日

時間 午後 2 時（開場）
午後 2 時半（開演）

場所 西原村地域福祉センター「のぎく荘」

料金 無料

■問い合わせ 西原中学校 ☎ 279-2003



子育てひろば

おひさま通信

西原村子育てひろば

ひろばの梅の花もほころんで、時折ウグイスのかわいい鳴き声が近くの山から聞こえてくる季節になりました。まだまだ寒い毎日ですが、ひろばでは元気な子どもたちの笑顔や声が飛び交って、集う大人たちの心に、ホンワカぼかぼかの陽だまりをつくってくれています。

2月の活動報告

段ボールで大きな赤鬼を作り玄関ホールに飾ると、ボールを豆に見立てて、的当てゲームが始まったり、お部屋の中にもさまざまな、鬼さんコーナーが出現して、どこもかしこも「鬼は外！」の声飛び交いました。豆まき当日は、突然赤鬼さんの訪問に、子どもたちはびっくり！お母さんの胸の中にとっかりつかまって大きな鳴き声で鬼退治に奮闘致しました。

3月の活動報告

○子育てひろば記念品づくり

3月19日(木)に記念品づくりをいたします。今年の記念品は、「手作り万華鏡」です。詳細はひろばのおひさま便りに掲載しておりますので、そちらでご確認ください。おひさまだよりは、山河の館・役場玄関前にも配置してあります。お申し込みは、随時子育てひろばで受け付けております。また、この日、西原村ファミリーサポート相互会員についての説明会も開催致します。お母様同士の、お子様を預かり預けられる安心サポートについての説明会です。皆様どうぞご来場ください。



おねがい

※ひろばでは、ご不要になられたファンヒーターやベビーベッドの寄付をお尋ねしております。お心当たりの方は、西原村子育てひろば(電話：279-3252)までご連絡ください。

にしはら保育園では、家庭において、一時的に保育を受ける事が困難になった乳幼児について、一時預かりを行っています。ご相談下さい。

子育てひろば ☎ 279-3252 にしはら保育園 ☎ 279-2054

備えあれば…

災いを防ぐ!

春季火災予防週間

3月1日(日)から3月7日(土)まで

火災が発生しやすい気候となる季節を迎えるにあたり、火災予防思想の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに財産の損失を防ぐことを目的に全国一斉に実施されます。

「もういいかい火を消すまではまあだだよ」

全国統一の火災予防の標語です。火気を取り扱う機会が多く、空気が乾燥し、火災が発生しやすい気候となりますので、期間中はもちろんのこと普段より、火の元を離れる際や就寝前にもう一度火の元のご確認をお願い致します。

火災が発生したら…

初期消火が大切です。しかし服装や、貴重品に執着せず逃げ遅れないように心がけることも大切です。

火事は消防署119番に通報

■問い合わせ 役場総務課 ☎ 279-3111【内線 212】

国保通信

<平成27年1月末現在>

国保加入世帯数 1,057 世帯 ±0

被保険者数 1,963 人 (98 人) +8

※()は退職被保険者数、比較は前月末1月支払(11月診療分)

療養給付費(一般+退職): 40,760,184 円

■ワンポイントこくほ

○つらい花粉症、早めの対策を

花粉が本格的に飛散する前に、早めの対策を行いましょう。花粉症の症状が起ころはじめたごく初期では、鼻粘膜にまだ炎症が進んでおらず、早期治療を行うことで重症化を防ぐことができます。

マスクやメガネの着用、目薬、うがい、洗顔などで花粉の侵入を防ぎ、また正常な免疫機能を保つために過度の飲酒・タバコを控え、睡眠をよくとるようにしましょう。

■問い合わせ

住民課 国民健康保険(給付) ☎ 279-4389

「スポーツ推進計画」の策定

2011年に「スポーツ基本法」が新たに施行され、「地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとする。」となっています。

本村の「スポーツ推進計画」策定の趣旨

西原村教育委員会では平成24年1月において、「生涯元気にしはらづくり」をめざした、「西原村教育振興基本計画」を策定しています。

今日のわたしたちを取り巻く生活環境は、日々大きく変化しています。利便性の向上、情報化社会の更なる進展、労働形態の変化などにより便利で快適な生活ができるようになってまいりました。しかし、それらのことは運動不足やストレスの増加につながり、人々の健康を脅かしています。

また、自由時間の増大や高齢化の進展は、明るく健康な生活への意識・関心を高め、人々は以前にも増して、健康で明るく豊かなライフスタイルを強く求めるようになってきました。

スポーツは「スポーツ競技力の向上」とともに、「健康維持・増進」に貢献することを大きな目標としています。現在の日本人にとって最大の健康問題は癌や生活習慣病であり、これらの疾病を予防することは高齢期の介護予防にもつながります。最近、このような疾病の発症に「運動不足」が大きく関係していることが明らかになっています。

ニュースポーツの導入や地域にあった新しい運動・スポーツの開発、それらを実践するための環境整備やシステム作り、なかでも、「健康づくりのシステムづくり」は新しい課題であり、多くの住民参画といろいろな人や組織をつなぐネットワークづくりが必要であります。

健康づくりのための継続可能なスポーツの普及に努め、いろいろな人々が自分の興味関心にあった運動やスポーツを楽しむことができる村づくりを行います。その結果としてみんなが健康になれるといった「生涯元気で健康な村づくり」を目指します。

また、地域形成の中で最も重要な役割を果たすのは地域課題を共有化できるコミュニケーションの場でありますが、勤め社会の中で地域においては日頃のコミュニケーションが少なくなり、共通課題が見出せない地域が多くなる状況にもあります。

スポーツ活動やレクリエーション活動によるコミュニケーションの機会を作り出すことは有効な地域づくりの手段でもあります。

各集落の公民館活動の支援やスポーツ・文化の振興についても、その必要性の啓発を推進するとともに住民のニーズを的確に捉え、その地域にあった支援策を講じていかなければならないと考えています。

健康を保つためのスポーツ・競技力向上のためのスポーツ・スポーツを楽しむ（する・見る）・スポーツを支える（応援する・運営する・育てる）等、多様なかかわりを通じて豊かなスポーツライフを送っていただくこととしています。

いのちの教育

外国人の人権

外国人であるというだけで、特別扱いや決めつけた考え方をしているませんか？
もし自分が外国で生活することになったら…と考えてみたことがありますか？

■どんな課題がありますか？

外国人であるというだけで、不当な扱いをうけること

- ・アパートへの入居や店舗への入店、施設の利用などを断られる。
- ・就業を断られたり、就業した後の待遇面で差別されたりする。
- ・様々な店舗や施設、公共機関などで十分なサービスを受けることができない。

社会参加をはばむ障壁（バリア）

制度的なバリア…社会保障制度を利用できないことや就学・進学・就職の機会が制限されることなど。

言葉のバリア…医療や防災面での不安、悪い条件での就労、地域でのトラブルや孤立など。

こころのバリア…異なる文化に対する無理解や偏見、国や人種に対する偏見など。

■わたしたちができることは？

その国の文化や習慣について理解を深めると共に、相手のことをよく知り、違いを認め合い、地域の一員として共に生きる社会をつくりましょう。

在留外国人数は増加傾向にあり、国際化の進展により諸外国との人的・物的交流は拡大していくと考えられます。

先入観で外国人を疎外してしまうのではなく、まずいろいろな国の人と交流し、文化や歴史の違いを知ることが大切です。

そのうえで、日本人だから…○人だから…ということではなく、お互い一人の人間として、認め合い、尊重し合う関係を築いていきたいものです。

熊本県「人権研修テキストV」より

Richy's Twitter vol.27

リッチーのブログ



St. Andrews, Scotland: The Home of Golf.
Documents show that golf was first played at St. Andrews on the Old Course in 1552 with the first Open Championship being played in 1873.

St. Andrews has seven golf courses; the newest course was opened in 2008. As well as having one of the oldest golf courses in the world, St. Andrews also has the oldest golf shop. The Tom Morris Shop was opened in 1866, making it 149 years old.

St. Andrews has played host to the Open Championships a record 28 times.

St. Andrews attracts many thousands of tourists each year, a lot of them coming from the USA. The population of St. Andrews though is rather small with only around 17,000 people living there. That's one golf course for every 2,429 people!

As well as private courses, Scotland has many golf courses that are run and maintained by the local council. For this reason, golf is not only a sport that the rich and famous can play. Everyone in Scotland can find a golf course and participate regardless of their income or class.

Let's visit Scotland, play a round of golf and then drink some Scotch!



● ゴルフ発祥の地 スコットランド“セント・アンドルーズ”

● ゴルフは 1552 年に作られたセント・アンドルーズのオールドコースが発祥と言われ、1873 年には最初の全英オープンが行われています。

● セント・アンドルーズには 7 つのゴルフコースがあり、最も新しいコースは 2008 年に作られています。世界で最も古いコースがあるがゆえ、併設するショップも世界最古を誇り、1866 年にオープンしたトム・モリスショップは、149 年の歴史があるほどです。

● 全英オープンの開催回数も、28 回に上ります。

● 毎年多くの観光客を魅了し、アメリカからも多くの観光客が訪れていますが、セント・アンドルーズに住む人は 17,000 人ほどとそれほど多くありません。

● スコットランドには、プライベートコースだけでなく、自治体が運営管理するゴルフ場も存在します。そのため、裕福な人や有名人に限らず、収入や階級に関係なく誰でもゴルフを楽しむことができます。

● ぜひスコットランドに行って、ゴルフを楽しんでみませんか？ついでにスコッチウィスキーも味わってください!!

図書室からのお知らせ♪ 新着図書・おすすめ図書のご紹介

図書室「春まつり」今年も開催！ぜひお友達を誘って、お越しください!!

期間 3月22日(日)～3月31日(火)

催し 3月22日

10:00～ ①『工作教室』一カラフルなペン立てを作ってみよう

14:00～ ②“ひなまつり”おはなし会
—茶道体験をしながら一緒にどうぞ

3月29日 『クイズラリー』一きみは何問正解できるかな？



アハメドくんのいのちのリレー

鎌田 實(著)

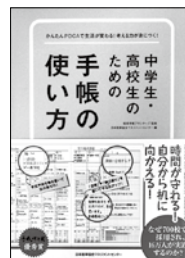
砂漠に散った 12 歳の少年が残した、平和の鍵

イスラエル兵に誤射され殺された 12 歳のパレスチナの少年アハメド。父イスマイルは、その悲しみを横に置いて、なんとイスラエルの病気の子どもを救うため、臓器移植を承諾した。平和への願いを込めて…。

お問い合わせ・リクエストはカウンターまたは下記にてお待ちしております

西原村生涯学習センター図書室

☎ 279-4425



中学生・高校生のための手帳の使い方 日本能率協会マネジメントセンター(監修)

はじめて手帳を使う中高生が、すぐにも実践でき、無理なく続けられるためのさまざまな方法を、P(計画)、D(実行)、C(チェック)、A(改善)の各段階に分けて、記入例つきでわかりやすく紹介します。



九年前の祈り

小野 正嗣(著)

35 歳になるシングルマザーのさなえは、幼い息子の希敏をつれてこの海辺の小さな集落に戻ってきた。息子を持って余しながら、さなえが懐かしく思い出したのは、九年前の「みっちゃん姉」の言葉だった。表題作「九年前の祈り」他、四作を収録。



写真でわかるはじめての小学校生活 笹森 洋樹(編集)

今年子どもさんが小学校入学するという保護者さん必見!! なんとな～く、心配…なあなたへ。

イラストと写真を大きくつかって小学校はどんなところかを紹介しています!

無責任飼い主^{ゼロ}宣言!! ~連載⑥~

犬の飼い方のルール

『狂犬病予防法』により生後90日を経過した犬には登録と狂犬病予防注射の接種、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。

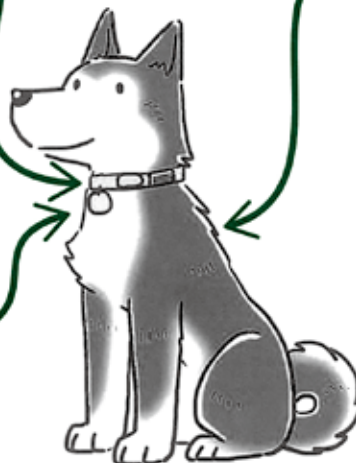
身元表示（所有明示）は二重、三重の対策をとりましょう！

鑑札と狂犬病予防注射済票

鑑札は最初の登録時に1枚、狂犬病予防注射済票は、毎年の狂犬病予防注射の際に発行されます。鑑札と注射済票は、犬につけることが飼い主に義務付けられています。犬が迷子になって保護された場合、鑑札と注射済票に記載されている番号から登録されている飼い主が分かり、飼い主に連絡することができます。記載されているのは番号だけなので、個人情報漏れる心配がありません。

迷子札

連絡先を書いた迷子札を犬の首輪につけておけば、迷子になって保護されたときに、保護した人からの連絡が期待できます。



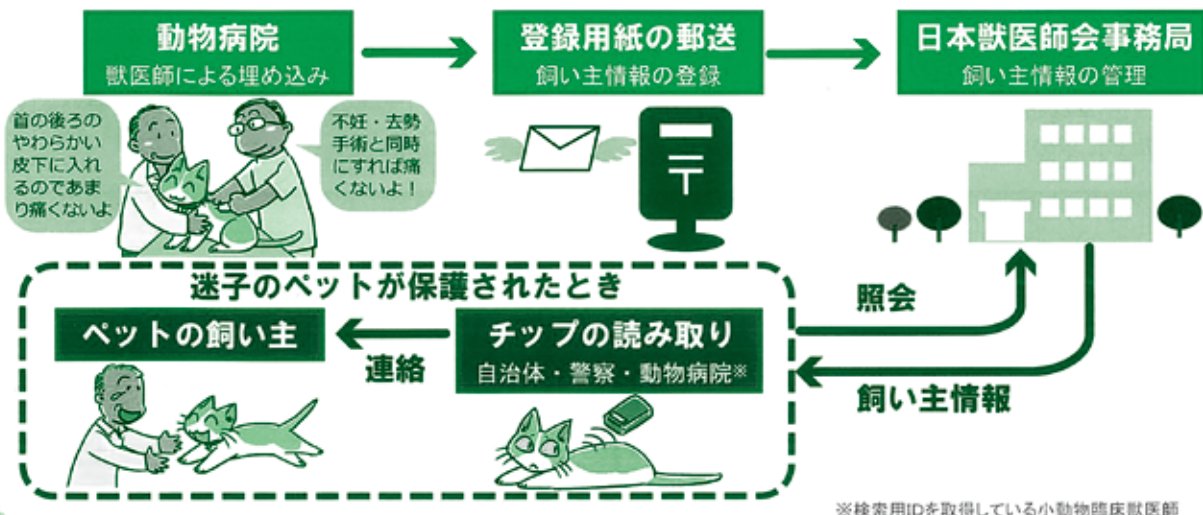
マイクロチップ

15桁の数字が記録されているチップを専用の注射器で動物の首の皮下に埋め込み、専用のリーダーで読み取ります。埋め込みは通常のワクチン注射とほぼ同じ方法です。チップは半永久的に読み取りが可能で、首輪等が取れてしまっても身元の証明が可能です。チップに記録された数字に対応する飼い主の情報は、AIPO事務局がある日本獣医師会が管理しています。チップを埋め込むだけでなく、日本獣医師会事務局への飼い主情報の登録が必要です。

(公社)日本獣医師会事務局
 (日本獣医師会内マイクロチップ専用窓口)
 TEL : 03-3475-1695 FAX : 03-3475-1697
<http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/>

<マイクロチップの登録方法>

★住所や電話番号等の飼い主情報を変更したら、忘れずに更新しましょう！！



お知らせ

「西部方面航空隊創隊54周年・高遊原分屯地創設44周年記念行事」

・一般開放日時 4月12日(日)
午前9時から午後2時30分
場所 陸上自衛隊高遊原分屯地
(上益城郡益城町小谷181-2)
内容 記念式典、編隊飛行、航空機
地上展示、飛行等展示、音楽
演奏、自衛隊車両体験試乗、
大型ヘリ地上滑走試乗など

※天候等により行事、内容、時間を変更することがあります。
※できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

■問い合わせ 陸上自衛隊高遊原隊高遊原分屯地 広報室
☎096-1232-2101(内線224)

熊本県装飾古墳一斉公開―春―開催!

熊本県内9箇所装飾古墳の内部を公開します。古墳内部は、実はいつでも見られるわけではありません。この一斉公開期間中は専門職員の解説を聞きながら見学できます。

公開日 ①3月21日(土)、②22日(日)
午前10時から午後4時
公開会場 ①田川内1号墳(八代市)、大村横穴群(人吉市)、大坊古墳・永安寺東古墳(玉名市)、塚坊主古墳(和水町)、京方峰横穴群(錦町)
②石之室古墳(熊本市)、横山古墳(山鹿市)、宇賀岳古墳(宇城市)

入場料 無料
※直接現地へお越しください。
■問い合わせ 県営有料駐車場
☎096-1324-5582

相談

生活保護相談会開催

経済的な事情によりお困りの方のために、生活保護に関する無料相談会を開催いたします。

このような方は、ぜひご相談ください。
・生活保護を受けたくても、申請の仕方がわからないという方
・生活保護の相談をしに役所に行ったが、申請までに至らなかったという方
・病気や高齢のために、仕事をすることができないという方
・帰る家がなく、路上やネットカフェなどに寝泊まりしているという方
・頑張っても収入が不足して、教育費や病院代を支払えないという方

生活費が足りず借金をしているという方、家賃の支払いができていないという方、生活保護を受けているが、悩みや困っていることがあるという方
※面接相談と電話相談を行います。好きな方をご利用ください。

日時 4月12日(日)
午前10時から午後4時
面接相談 熊本県司法書士会館2階
電話相談 0120-139-800
(フリーダイヤルです)
096-364-0800
相談料 無料(予約不要)

障がい者就業巡回相談のご案内

熊本県委託の北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」による巡回相談を次のとおり定期開催します。

障がいのある方や家族、関係機関の方に対して、就業及びそれに伴う生活相談を行います。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

相談日 3月23日(月)
時間 午前10時から正午
場所 西原村役場1階 住民相談室
■問い合わせ 北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」
☎0968-25-1899

裁判所の民事調停委員による第14回民事調停相談会(無料)

「民事調停」は自分で出来る手続きです。あなたのトラブルや悩みを、裁判所での話し合いで解決しませんか? 「民事調停」の手続き・利用方法について、裁判所の調停委員がアドバイス致します。

相談内容 金銭の貸し借り、多重債務、交通事故による損害賠償、賃貸借契約の家賃や敷金問題、土地の境界や近隣トラブル、男女間の慰謝料等々、身近なもめごとの話し合いを手助けします。
※次の相談は除きます。
家事調停にかかわる相続、夫婦関係、親子関係などの家族間のもめごと及び既に訴訟・調停になっている案件など

日時 3月19日(木)
午前9時半から12時半

募集

青年国際交流事業に参加しませんか

有斐学会(公財)肥後奨学会内閣府では、「東南アジア青年の船」など平成27年度の青年国際交流事業に参加する青年を募集しています。応募締切は、3月20日(金)(必着)です。詳細については、以下までお問い合わせください。

■問い合わせ
内閣府青年国際交流担当
☎03-6257-1434
<http://www.cao.go.jp/koryu/>
熊本県くらしの安全推進課
☎096-333-2294



役場各課・係 直通ダイヤル☎

総務課	279-3111
企画商工課	279-3112
教育委員会	279-4424
議会事務局	279-4364
会計課	279-4394
税務課	279-4395
産業課	
経済係《農業委員会》	279-4396
土木建築係	279-3114
地籍調査係	279-4417
住民課	
住民・環境衛生係	279-3113
健康福祉係	279-4397
国保係	279-4389
にしはら保育園	279-2054

土日、祝日は 279-3111 へ
お願いします

村の機関☎

構造改善センター	279-3890
社会福祉協議会（のぎく荘）	279-4141
生涯学習センター（山河の館）	279-4425

「地域資源」

「地域資源の活用」という言葉は、地域づくりの手法として良く使われる。しかし、地元住民はその地域資源を自分たちにとっては当たり前だと思っている場合が多い。だから、その地域資源を地域の活性化にどう生かそうか等とはあまり考えない。考えたとしても当たり前存在からの発想では活用の仕方が思い浮かばない。地元では当り前の地域資源であっても他の地域から見れば特異な地域資源である場合も多い。

「若者、バカ者、よそ者が地域を変える」を思い出した。

小鬼

「第11回森林自然観察・体験教室」

楽しみながら森林の持つ多様な機能や、自然の魅力を広く県民に理解いただくことを目的として、森林自然観察・体験教室を実施します。

日時 3月15日(日) 午前10時から午後2時(小雨決行)

集合場所 氷川町 立神峡公園管理棟の前

内容 峡谷美を眺めながら、木々の冬芽等の観察をします。

募集定員 40人

参加費 500円(保険料および資料代、小学生300円、幼児100円)

申込方法 「第11回森林自然観察・体験教室申し込み」氏名、年齢、住所、電話番号を記載してハガキ、FAX、電子メールでお申し込みください。

申込期限 3月11日(水)まで(必着)
申込先 〒862-8570
(住所記載不要)熊本県森保課みどり保全班
FAX 096-3385-6247
電子メールアドレス
shirinhozen@pref.kumamoto.lg.jp

問い合わせ先 県森林保全課
096-333-2450

熊本県くらしの安全推進課
096-333-2294



手話奉仕員養成講座のご案内

阿蘇市及び阿蘇郡町村が熊本県ろう者福祉協会に委託して実施する手話奉仕員養成事業のご案内です。

この事業は障害者総合支援法に基づき、聴覚障がい者の社会参加と自立を支援する手話奉仕員派遣事業を担う人材を養成する講座です。

地域福祉の発展のために多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

講座日程

【入門課程】18回・4月10日から8月7日、毎週金曜日(午後6時半から午後8時半)

【基礎課程】26回・9月4日から平成28年3月25日、毎週金曜日午後6時半から午後8時半)

※手話奉仕員養成講座という趣旨をご理解いただき、基礎課程受講者は、入門課程を履修された方に限る。

会場 阿蘇市農村環境改善センター
(阿蘇市内牧976-12)

受講料 無料(ただしテキスト料等約7140円必要)

受講資格 高等学校卒業以上の学力を有し、手話通訳活動を目指す方

受講申込 会場で直接テキスト料を添えてお申し込みください。

■申込み・問い合わせ
(二財)熊本県ろう者福祉協会
096-333-5587
FAX 096-334-5937



社協だより

熊本県阿蘇郡西原村大字小森572

☎279-4141

279-4140相談専用

279-4388FAX

ご存じですか？ あなたの地域の“福祉協力員”さん！

人は誰しも住み慣れた地域や家庭での生活を望んでいます。しかし、寝たきり・認知症、あるいは体の弱いお年寄りや一人暮らしのお年寄り、心身に障害を持つ方等、何らかの手助けや支援がないと地域や家庭での生活が困難な方々がいらっしゃいます。

こうした方々が、「**地域の方々とふれ合いながら、安心して自分らしい生活ができる地域づくり**」のために、西原村社会福祉協議会では、福祉協力員さんの設置を各地域にお願いし民生児童委員さんと連携のもと、区長さんをはじめとする地域の関係者の方々の協力を得ながら**小地域での「福祉のネットワーク活動」「見守り・支え合いのネットワーク」活動**に取り組んでいます。



2月8日 全体研修会

Q：どのようにして福祉協力員さんは決まるの？

福祉協力員さんの活動は、地域内の援助対象者の要望や課題をいち早くキャッチし、必要に応じて担当の民生児童委員さんにつなぐことが一つの役割です。地域の中で「誰がその地域内の福祉ニーズ（要望や課題など）をいち早くキャッチできるか」ということについて、地域で話し合っていただき、区長さんの推薦により、社会福祉協議会長が委嘱する「地域のボランティア」です。

Q：福祉協力員さんの任期は？

任期は2年間です。※地域によっては1年で交代されるところもありますが、出来る限り2年の任期でお願いしています。

平成27年 西原村福祉協力員（敬称略） 任期 平成27年1月～平成28年12月

会 長		河 上 重 幸		副会長		片 山 明 人	
地区名	氏 名	地区名	氏 名	地区名	氏 名	地区名	氏 名
古 閑	松永 政範		田中 恒秋	土 林	河上 重幸		
	志賀 勇		永田 敏春		島野ミチヨ		
葛 目	岩下 徳幸		上村 賢次		中村カツ子		
上鳥子	日置 利則	新 所	木村美奈子		若杉 俊子		
馬 場	松永 新也		緒方 房子	秋 田	堀田 竹子		
小 園	曾我裕一郎	緑ヶ丘	大坪 千春		松尾智恵美		
袴 野	山田 保春		中ノ瀬綾巳	田 中	濱田 裕子		
	広瀬るみ子	出の口	東 りよ		長谷川智香枝		
桑 鶴	松永佳代子		廣瀬 洋子	門 出	亀田 照美		
大切畑	田中久美子	宮 山	山本 静雄		工藤 誠子		
風 当	高橋 英信		山崎 正昭	河原団地	柿田 隆弘		
	西本 敏子	多々良	林田コハル		潮谷賢一郎		
畑	秦 忠義	日 向	岩木 司	星 田	前鶴 浩水		
	坂木 啓司	大 峯	山下 恵子		東 千代美		
	大塚 義守	化粧塚	田島エリ子	下古閑	河上 国秀		
美晴台	渡辺 誠司	北向新屋敷	吉岡 成廣	医王寺	河上 忠信		
名ヶ迫	東 修一		内田 一穂	滝	中島眞智子		
	坂田 秀幸	上布田	加藤 政弘		中島 光子		
万 徳	森永 和紀		矢島 國秋	小 野	中村友士郎		
	内田 光昭		内村 明信		永野 正二		
	古澤クミ子	下布田	今村 和己		千原 毅		
	藤川 道子		緒方 文法	瓜生迫	中村 幸子		
下小森	坂田 忠政	高遊中	室 知良		村上 高志		
	松岡 春雄	高遊西	金橋 智江		坂本 みどり		
	片山 明人	西原台	八永さえ子	猿 帰	西村 栄一		
	須藤 文代		森崎恵美子	灰 床	相澤 薫		
前 鶴	坂口 勝也	星ヶ丘	池田 朗子				
	福永 哲也		小山美保子				

お 礼

香典返し

次の方々より故人のご供養のため社会福祉協議会に多額のご寄付をいただきました。故人のご冥福をお祈りしますと共に心からお悔やみ申し上げます。

嘱託名	故人氏名	遺族氏名
小森西	渡邊 絹子	渡邊 隆義
谷	山室 幸男	山室カジ子
布田	渡邊ハツモ	渡邊キミコ
宮山	平野美枝子	平野 信義

一般寄付・寄贈品

次の方々より福祉事業に役立てて下さいと多額のご寄付をいただきました。

嘱託名	氏名	金額
小森上	荒木 ミツ	寄付金
小森上	荒木 ミツ	もち米 60kg
合計		250,000円

この尊い浄財は、ご寄附いただきました各位の趣意に添うべく、社会福祉のために有効に使用させていただきます。ありがとうございました。尚、個人情報保護の観点から個人寄付金額の公表は控えさせていただきます。[敬称略させていただきます掲載については承諾を得ています。[2月18日受付け分まで掲載]

私も家族も安心して暮らすための講演会！ (成年後見制度と遺言・相続について)

少子高齢化が進む中、一人暮らしや高齢者だけのお宅が増えています。人は年を重ねることで判断能力なども衰えてきます。そんな中、誰もが将来に対して金銭管理や財産管理ができなくなったらとか、自分がなくなった後の財産管理はどうなるのだろうかという不安を抱えながら過ごしている方も少なくないのではないのでしょうか。

そんな時、第三者が財産管理や法律行為を行うことで生活を支援する「成年後見制度」や、自分がいなくなってもトラブルを起こすことなく財産管理や相続ができる制度があります。本講演会では、専門家による成年後見制度や財産管理について説明をしていただき少しでも多くの方々が安心して暮らしができることを目的とします。

【例えば】 ◆自分達がいなくなった後、知的障害のわが子の生活と財産管理をお願いしたい…

◆認知症の母を悪徳訪問販売員から守りたい…

「成年後見制度」を利用するには、どういった手続きが必要なの？

◆子供もなく身寄りもない自分の老後が心配

日時：平成 27 年 3 月 25 日 (水) 19:00～20:30 場所：地域福祉センターのぎく荘 (西原村社会福祉協議会)

演題：「成年後見制度と遺言・相続について」 講師：司法書士 松尾英美氏

※どなたでもご視聴できますので、是非ご参加ください。

お問い合わせ先 西原村社会福祉協議会 ☎ 096-279-4141 FAX096-279-4388

西原村身体障害者福祉協会の最近の活動

【歌謡祭】

昨年の 12 月 10 日、城南町の火の君文化センターで、平成 26 年度熊本県身体障害者福祉協会歌謡祭が開催されました。

西原村からは村田秀治様 (万徳) が素晴らしい歌声を披露され、熊本放送賞を受賞されました。応援団として 10 名の会員の方々が駆けつけられ盛り上がりしました。



【ニュースポーツ大会】

毎年恒例の、楽しみながら生活リハビリと交流を目的としたニュースポーツ大会！今年度は 2 月 8 日 (日) 開催されました。

26 名の会員の方々が参加され、「結果はどうあれ、楽しかったね。」という感想が聞かれお弁当食べながらも懐かしい会話が飛び交っていました。



～ 会員募集について ～

西原村身体障害者福祉協会では、現在 80 名の会員の方々にいろいろな活動が活発に行われているところです。まだまだ会員の方々を募集しています。是非会員になっていろいろな活動に参加し、身体的に障がいがあっても自分なりの楽しみを見つけ生きがいある生活をしてみませんか。会員になられる為には身体障害者手帳と、年会費 1,000 円が必要となります。お待ちしております！

お問い合わせ先
西原村社会福祉協議会
☎ 096-279-4141

ふれあいいきいきサロン活動報告

袴野



“今日は小学生の弥幸ちゃんが先生”です。本を見ながら覚えた指あみをみなさんに上手にわかりやすく教えてくれました。初めての体験に参加の方々から「頭の体操にはもってこいばい」と大好評でした。

日向



研修で覚えたお手玉を早速サロンに取り入れてみました。おじゃめの代わりに手毬やテニスボールで代用。歌に合わせてスムーズに運ぶことが出来ずに大笑い。賑やかに過ごすことが出来ました。

秋田



あっちからワッハッハ。こっちからワッハッハ～元気な声と共にみなさんの笑い声が聞こえて来ます。料理に配膳・会費集めとそれぞれができることを惜しみなく協力、とってもアットホームな雰囲気でした。

灰床



今年もやって参りました～毎日型サロン！この時期になると“のろし”が上がり開始の合図で一人二人と集まって来られます。洋服は焚き木が飛んであちこち穴が開いているものの、そこがまた良い雰囲気ですね～

畑



お手玉効果が最大限に発揮された畑地区。男性にとっては馴染みのない手遊びに苦戦されたようです。手を動かすことは勿論、頭の体操になると懸命取り組まれていました。

古閑



恒例の豆まき。それも手作りの豆や差入れの豆がそれはそれはた～くさん巻かれました。一斉に上を向いて投げられた豆をキャッチ。袋の中は見る見るいっぱいになりました。

医王寺



定位置に腰を下ろして雑談。代表の河上さんから「今年も元気に頑張りましょう」と挨拶がありました。体調不良で参加できなかった方へも皆で心配し、気づきのネットワークも順調に定着しています。

葛目



“のぎくまつり”に合わせて折り紙を組み合わせた色紙を作って頂きました。出来上がりも綺麗ですが、何より作る過程がとても大事、世間話にも花が咲きほころんでいました。この色紙はのぎくまつりで展示します。

下古閑



お手玉講習会が功を奏し、下古閑でも取り組まれました。天気も良かった為、終わるころには上着も脱いでススキリの姿に。
また、椅子を丸くセットしたことでみなさんの顔も声も良く聞こえるから「今からこぎやんがええね～」と次の段取りもバッチリ！

小野



全身のストレッチ体操の後は「笑いヨガ」を取り入れてみました。両手を大きく広げ天を仰いで「ワッハッハ～」と腹の底から大きな声で笑います。おかしくはないけど、笑っていると何だかおかしくなるから不思議～。

大切畑



“恵方巻き”今年も準備も慌ただしく当日へ挑みました。ご飯が多いのか、ノリが小さいのか口を開けている巻きずしもあり再びノリで巻いてかみ切れるのか皆で心配したことでした。

出の口



出の口では恒例の恵方巻き。シルバーヘルパーさんを始めボランティアさんの協力で今年も6升（70本）が出来ました。もちろんお一人暮らしの方へは訪問も兼ねています。

もう一つのサロン（日向・下古閑）

歩いて来るには持ってこいの晴天。玄関入るなり「お待ちしました～お邪魔します」と元気よく笑顔の挨拶から始まります。

毎月第3火曜日お互いの公民館を行ったり来たりのスタイルは今も健在！午後からの時間をゆっくり楽しめます。外では数台のシルバーカーが整列。ご主人様の帰りをジッと待っています。



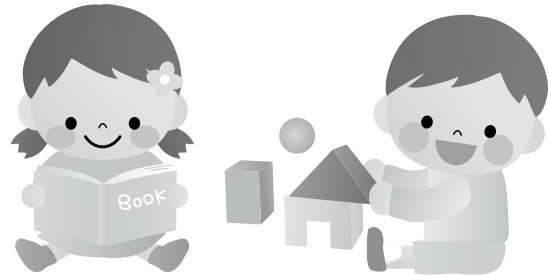
子育てサポートセンター・のぎく活動報告



松下蒼空ちゃんは杉本さんの協力で落ち着いた時間を過ごせました。

2回目のご利用でもあり、おもちゃの在り処も知ってますよ～

お気に入りの魚釣りで夢中になり遊んでいました。



子育てサポートセンターでは協会員さんを募集しています。預かることが出来る方はセンターへ登録をお願い致します。

☎ 279-4141 (のぎく荘内)

歴史探求 第142話

「明治期の小学校と地域住民の協力」

明治5年の学制公布に伴い、明治8年に村内にも河原・鳥子・小森・宮山小学校が創立されました。明治10年代の河原小学校の教員の月給は平均で3円40銭（河原学校集金受払簿を集計）でした。そのような中、河原小学校では、地域住民の学校への寄付により学校運営が成り立っていたようで、矢野清継氏の1000円の寄付をはじめ、住民255人が493円もの学資金を小学校に寄付しています。寄付されたお金は、「西洋器行論・開明消息記」といった最先端の教科書の購入などにも充てられ、文明開化後にふさわしい最先端の教育にも活用されてきたようです。



このような地域住民の寄付行為は、明確な記録は残っていないものの、村内の他の小学校でもおこなわれていたようで、当時の人々の学校教育への期待や想いが伝わります。私たちも、学校の運営に協力していきたいものです。

住民課 小谷



表紙説明

今月の表紙は、1月31日、2月1日に開催された西原村冬あかりの馬頭山の点灯式後の様子です。今年も、多くの方々にお越しいただきました。



「春雨のスープ」

河原小学校 2月28日給食

材 料 (1人分)

かまぼこ	8g
にんじん	8g
チンゲンサイ	15g
たまねぎ	15g
根深ねぎ	5g
白菜	20g
乾燥きくらげ	0.5g
乾燥はるさめ	5g
しょうが(汁を使用)	0.5g
水	130g
チキンブイヨン	1~2g
うすくちしょうゆ	5g
酒	1g
みりん	1g
食塩	0.2g
こしょう	適量

作り方

- ①かまぼこから白菜までの材料を千切りにする。
- ②きくらげはぬるま湯で戻し、水洗いしておく。
- ③乾燥はるさめは水で戻しておく。(はるさめの販売表示に従ってください。)
- ④しょうがはすって、しばっておく。
- ⑤鍋に水をいれ、①、②の材料を入れて、煮る。
- ⑥材料が煮えたら、調味料で味をつけ、はるさめを入れて、しょうがのしぼり汁を入れて味を整える。完成!

☆ポイント☆

お野菜たっぷり、しょうがが体をポカポカ温めてくれる料理ですよ。

Spot Light スポットライト JA 青壮年部が学校訪問!

西原村の保育園及び学校給食(2園3校)に地元農産物が村の補助等を活用し使用されています。1月21日(水)に河原小学校へJA青壮年部より村内若手農家が訪問し、生徒と一緒に給食を食べました。河原小学校のランチルームにおいて全校生徒と顔をあわせながら、楽しく給食を頂きました。生徒達は「給食がおいしい」と話す傍ら「何の野菜を作っているの?」と生産者に聞き返すなど興味津々でした。会話することで生産者の顔が分かり農産物へのありがたさ、また地産地消を身近に感じてもらえたのではないかと思います。

